

こども家庭庁における会計事務等の効率化等のための調査・検討及び
バックオフィスセンター機能の活用に係る企画提案書募集要領

1 総則

こども家庭庁における会計事務等の効率化等のための調査・検討及びバックオフィスセンター機能の活用に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別添1「こども家庭庁における会計事務等の効率化等のための調査・検討及びバックオフィスセンター機能の活用に係る仕様書（骨子）及び企画提案書の作成について」のとおりとする。

3 予算額

予算総額は、5,800万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内の額とする。

4 契約種別

契約の種別は、請負契約とする。（別添3）契約書案のとおりとし、原則として契約条項の変更はできない。

5 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者又は企画書等の提出期限までにその資格を有する者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JIS-Q15001 又はこれらと同等と認められる資格や企業体制を有していること。

6 本企画競争に係る説明会の開催 開催しない。

7 企画提案書募集に関する質問の受付及び回答

本企画提案書募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先 〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5

霞が関ビルディング22階2218室

こども家庭庁長官官房総務課経理室契約係 電話：03-6778-5600

Mail:kodomokatei.kaikei@cfa.go.jp

※ メールでの申込を希望する場合、事前に申込先まで電話連絡すること。

(3) 受付期限

令和7年10月28日（火）正午までとする。当該質問に対する回答は速やかに行う。

(4) 質問に対する回答の閲覧

令和7年10月30日（木）正午までに(1)のMailに閲覧を申し出ること。申し出た者に対して全ての質問回答を送付して閲覧に供するものとする。

8 企画提案に必要な提出書類、提出期限等

(1) 提出書類（使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。）

① 企画提案書（別添1に定めるもの）

② 経費内訳書

※ こども家庭庁における会計事務等の効率化推進支援及び外部委託業務を実施するために必要な経費のすべての額を記載したものとする。

③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

④ 令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書

⑤ プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JIS-Q15001又はこれらと同等と認められる資格や企業体制を有していることを証するもの

⑥ 指名停止等に関する申出書

⑦ 誓約書及び役員名簿

⑧ 業務の一部再委託の内容（業務の一部を再委託する場合）

(2) 提出期限 令和7年10月31日（金）正午

(3) 書面による提出の場合

① 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）による。

※ 郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

② 提出部数

ア (1)①及び② 6部（うち事業者名等を伏したものの4部）

イ (1)③、④及び⑤ 3部

ウ (1)⑥、⑦及び⑧ 1部

③ 提出場所 7(1) に同じ

(4) 電子による提出の場合

電子ファイル(PDF 形式)により、大容量ファイルなどを活用してセキュリティ面を確保した上で7(1)の Mail に提出するものとする。

※ メールにて提出する場合、事前に申込先まで電話連絡すること。

9 企画提案書の提出に係る注意事項等

- (1) 8(1)による企画提案に係る提出物（以下「企画提案書等」という。）は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- (2) 1 者当たり 1 件の企画提案を限度とし、1 件を超えて申込みを行った場合は全てを無効とする。
- (3) 5 参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等は無効とする。
- (4) 経費内訳書について、5, 800 万円（消費税及び地方消費税額を含む。）を超える額の提案がなされた場合には、企画提案の内容にかかわらず無効とする。
- (5) 虚偽の記載をした企画提案書等は、無効にするとともに、当該提出者に対して指名停止処分を行うことがある。
- (6) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された企画書等は当庁において、企画提案書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

10 企画提案会（プレゼンテーション）の開催

- (1) 企画提案会を令和7年11月4日（火）又は11月5日（水）に開催する。
なお、開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な8(1)に定めるものを提出した者（以下「企画提案者」という。）に対して、令和7年10月31日（金）午後5時までに連絡する。
- (2) 連絡を受けた企画提案者は、指定された場所及び時間において、提出した企画提案書等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

11 審査の実施

- (1) 審査は、企画書等審査基準及び採点表に基づき、提出された企画提案書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書等を提出した企画提案者1者を選定して契約締結の候補者（以下「契約候補者」という。）とする。
ただし、優秀な企画提案書等の提出がなかった場合には、この限りではない。
- (2) 審査結果は、企画提案者に遅滞なく通知する。

1 2 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定された場合にあっては、会計関係法令に基づく契約手続の完了までは当庁との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官であるこども家庭庁長官官房参事官（会計担当）は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認したことで、契約の締結に至るものとする。この場合において、契約に当たっての契約保証金の納付は全額免除とする。

1 3 添付資料

- ・ （様式1）質問書
- ・ （様式2）指名停止等に関する申出書
- ・ （様式3）誓約書・役員名簿
- ・ （様式4）業務の一部再委託の内容
- ・ （別添1）仕様書（骨子）及び企画提案書の作成について
- ・ （別添2）企画提案評価基準（採点表）及び企画提案評価要領
- ・ （別添3）契約書案

(様式 1)

質 問 書

調達件名	こども家庭庁における会計事務等の効率化等のための調査・検討 及びバックオフィスセンター機能の活用
事業者名及 び代表者名	
所 在 地	
担 当 者	部署名：氏名：
	T E L：
	メール：
質問事項	

令和 年 月 日
(申出書提出日)

指名停止等に関する申出書

(宛先) 支出負担行為担当官
こども家庭庁長官官房参事官

所 在 地
氏 名
又は
会 社 名
代表者氏名

「こども家庭庁における会計事務等の効率化等のための調査・検討及びバックオフィスセンター機能の活用」の企画提案に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、本企画競争には参加いたしません。

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報
報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

（宛先）支出負担行為担当官

こども家庭庁長官官房参事官

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

(別添)

役員等名簿

法人(個人)名: _____

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

(宛先)支出負担行為担当官
こども家庭庁長官官房参事官

(提出者)
所在地
氏 名
又は
会社名
代表者氏名

業 務 の 一 部 再 委 託 の 内 容

件名:こども家庭庁における会計事務等の効率化等のための調査・検討及びバックオフィス
センター機能の活用

委託予定先の内容

名 称				
本 店	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
代表者	役 職			
	氏 名			
設 立 年 月 日				
企 業 概 要				
委託予定の業務内容				
委 託 の 必 要 性				

※ 注意事項等については、裏面を参照すること。

(注 意 事 項 等)

- 1 競争に参加する者は、本件入札に係る業務の一部を再委託する予定がある場合には、証明書等の受領期限までに、当該書類を支出負担行為担当官に提出すること。
- 2 「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。
- 3 「委託の必要性」については、「技術的に可能となる理由」又は「適正な費用で実施可能となる理由」等について記載すること。
- 4 業務委託承認申請書には、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和 7 年度版）第 4 部に基つき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。
- 5 再委託の内容等に関し、説明若しくは資料の提出を求められた場合には、それに応じること。
- 6 契約締結後は、支出負担行為担当官に「業務委託承認申請書」を提出し、その承認を得ること。